

## おしゃべり案内板サービス利用規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、この「おしゃべり案内板サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「おしゃべり案内板サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

### 第1条 （規約の適用）

本規約は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の關係に適用されます。本規約の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

### 第2条 （用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

- ① 利用契約：当社から本サービスの提供を受けるための本規約に基づく契約をいいます。
- ② 本契約者：当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
- ③ 契約者サービス：本契約者が本サービスアプリを利用して提供するサービスをいいます。
- ④ ユーザ：契約者サービスの利用者をいいます。
- ⑤ AI キャラ：本サービスアプリ上に表示されるキャラクターをいいます。
- ⑥ AI エージェント API：本サービスアプリの機能の一であるユーザとの会話機能に用いられる当社の自然対話エンジン API をいいます。
- ⑦ 本シナリオ：本契約者が、契約者サービスの提供のために、AI エージェント API において設定する、AI キャラとユーザ間の会話パターンに関するシナリオをいいます。
- ⑧ 本サービスサイト：本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<[https://www.nttdocomo.co.jp/biz/service/oshaberi\\_annaiban/](https://www.nttdocomo.co.jp/biz/service/oshaberi_annaiban/)>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）をいいます。尚、本規約において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め（本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします。）も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。
- ⑨ 本サービスアプリ：本サービスを利用するために本端末にインストールして使用する、以下各号に定める機能を有するアプリケーションソフトウェア（「おしゃべり案内板アプリ」）をいいます。
  - (a) 利用する言語を選択することができる機能

- (b) 対話内容に応じて AI キャラの振る舞いを変更することができる機能
  - (c) ユーザが発話した音声を認識し、本契約者が設定する本シナリオに合わせてユーザと会話する機能
  - (d) 本契約者の施設内の地図等を表示する機能
  - (e) ユーザの発話内容を当社所定の他言語に翻訳する機能
- ⑩ サービス基本料金：本契約者が、本サービスアプリの使用許諾を受ける対価として、毎月当社にお支払い頂く料金をいいます。
  - ⑪ 本端末：本サービスアプリがインストールされたディスプレイ端末機器をいい、別途料金表に定めるものをいいます。
  - ⑫ 購入プラン：本契約者が、本端末を当社から購入のうえ、本サービスを利用するプランであり、別途料金表に定めるものをいいます。
  - ⑬ 売買契約：本契約者が、購入プランを選択した場合に、当社から本端末を購入するために当社との間で締結する売買契約をいい、「利用契約」とあわせて「利用契約等」といいます。
  - ⑭ 端末購入料：本契約者が、購入プランを選択した場合に、本端末購入の対価として当社にお支払い頂く料金（送料を含みます）をいいます。
  - ⑮ リースプラン：本契約者が、当社から本端末の貸与を受けて本サービスを利用するプランをいい、別途料金表に定めるものをいいます。
  - ⑯ 貸与機器：本契約者がリースプランを選択した場合に、当社より本契約者に対し貸与される本端末をいいます。本端末にかかる代金はリースプランのサービス基本料金に含まれます。
  - ⑰ カスタマイズ設定：当社が本契約者に対して実施する以下の業務をいいます。
    - (a) AI キャラの動作等の設定を行う業務
    - (b) 本シナリオを作成し、アプリ上で表示できるようにする設定を行う業務
    - (c) 本シナリオを他言語に翻訳する設定を行う業務
    - (d) ユーザによる契約者サービスの利用ログの解析を行う業務
  - ⑱ カスタマイズ料：本契約者が、カスタマイズ設定の実施に対する対価として、当社にお支払頂く料金をいいます。
  - ⑲ 保証料：購入プランを選択した本契約者が、本端末の有償保証サービス（第 13 条第 3 項に定義）を選択した場合に、有償保証サービスの対価として、毎月当社にお支払い頂く料金をいいます。
  - ⑳ 月額料金：本契約者が、本サービス利用の対価として毎月当社にお支払い頂く料金をいい、購入プランを選択した場合はサービス基本料金及び保証料を、またリースプランを選択した場合はサービス基本料金をいいます。

### 第3条 (本サービスの内容等)

- (1) 当社が利用契約に基づき提供する本サービスの内容は、以下各号に定めるとおりとし、その詳細は本サービスサイト上に定めるとおりとします。
  - ① 本サービスアプリの使用許諾
  - ② カスタマイズ設定の実施
  - ③ 貸与機器の貸与（リースプランの場合に限ります）
  - ④ 有償保証サービスの提供（購入プランの場合に限ります）
  - ⑤ 独自 AI キャラ作成支援（第 17 条第 1 項に定義）の実施
- (2) 本サービスの利用可能地域（以下「利用可能地域」といいます。）は、日本国内とします。
- (3) 本契約者は、当社から購入し又は貸与を受ける本端末以外に、本サービスの利用に必要な通信機器、ネットワーク環境その他の環境を、自らの費用と責任にてご準備頂く必要があります。

### 第4条 (利用契約の成立)

- (1) 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約の内容に同意のうえ、当社所定の利用申込書（以下「利用申込書」といいます。）に必要となる事項を記入のうえ提出することにより、利用契約の申込みを行うものとします。申込書を当社に提出した時点で、申込者は本規約の内容に同意したものとみなします。
- (2) 当社は、申込者に対し、前項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があります、申込者はこれに応じるものとします。
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
  - ① 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
  - ② 申込者が第 18 条（利用料金等）に定める料金その他の当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします。）の弁済を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - ③ 申込者が第 19 条（禁止事項）の定めを違反するおそれがあるとき。
  - ④ 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止等の措置を受けたことがあるとき。
  - ⑤ 申込者が本規約に定める本契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
  - ⑥ 申込者が第 32 条（反社会的勢力の排除）の定めを違反するおそれがあるとき。
  - ⑦ 申込者が希望する本端末を調達できないおそれがあるとき。
  - ⑧ 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- (4) 利用契約は、当社が第1項に基づく申込みを承諾し、その申込手続が完了した旨を当社所定の方法で申込者に通知した時点で、当該申込者と当社との間において成立するものとし、

#### 第5条 (利用契約の契約期間)

- (1) 利用契約の契約期間は、本契約者が選択した料金プラン（別途料金表に定めるものとし、以下同様とします。）より異なります。
- (2) 本契約者が別途料金表に定める「契約期間ありプラン」を選択した場合、前項に定める利用契約の契約期間は、当該プラン毎に定める所定の期間とします。尚、当該契約期間の満了1ヶ月前迄に、本契約者又は当社のいずれからも書面による別段の意思表示がなされない場合、当該契約期間は自動的に同期間更新されるものとし、以後も同様とします。

#### 第6条 (売買契約の成立)

- (1) 申込者は、購入プランを選択する場合、第4条第1項に基づく利用契約の申込み時に、利用申込書に本端末の購入のために必要な事項を記入し、売買契約の申込みもあわせて行うものとし、
- (2) 売買契約は、第4条第4項に基づく利用契約の成立時に、当該本契約者との間で成立します。尚、当社は、第4条第3項に基づき利用契約の申込みを承諾しない場合、当該申込者からの売買契約の申込みも承諾しません。

#### 第7条 (各種変更等の届出)

- (1) 本契約者は、その名称、所在地、連絡先等当社に届け出た事項に変更があった場合には、速やかに当社が別途指定する方法により当社へ届け出るものとし、
- (2) 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実の確認のための書類の提示又は提出を本契約者に求めることができ、本契約者はこれに従うものとし、

#### 第8条 (利用契約の変更)

- (1) 本契約者は、リースプランを選択した場合で、以下各号に定める利用契約の内容の変更（以下「利用契約変更」といいます。）を希望する場合、当社所定的方式により利用契約変更の手続きを行うものとし、当社は、本項に基づき利用契約変更の申込みがあった場合は、第4条第3項に該当する場合を除いて、これを承諾するものとし、
  - (a) 当社より貸与を受ける貸与機器の台数変更
  - (b) リースプランから購入プランへの変更尚、本契約者は、本項に定める以外に、利用契約の内容を変更することはできませ

- ん。
- (2) 当社は、前項に基づく利用契約変更の申込みを承諾したときは、本契約者に対してその旨を当社所定の方法により通知するものとし、当該通知日をもって利用契約変更が成立するものとしします。
  - (3) 本契約者が貸与機器の台数を追加するための利用契約変更が成立した場合、当社は、第 12 条第 1 項に定める手順に従い、当該追加分の貸与機器を本契約者に対し送付します。
  - (4) 本契約者が貸与機器の台数を削減するための利用契約変更が成立した場合、本契約者は、第 14 条第 6 項に従い、当該削減分の貸与機器を当社に返却するものとしします。尚、この場合、本契約者には、第 24 条第 2 項の定めに従い、解約金の支払い義務が発生する場合があります。
  - (5) 本契約者がリースプランから購入プランに変更するための利用契約変更が成立した場合、本契約者は、第 6 条に従い新規で本端末を購入するものとし、第 14 条第 6 項に従い、貸与を受けた貸与機器を当社に返却するものとしします。この場合、当社は、第 12 条第 1 項に定める手順に従い、当該購入分の本端末を本契約者に対し送付するものとし、その購入代金の支払いについては、第 18 条の規定を準用するものとしします。また、本項に基づく利用契約変更の場合、第 24 条第 2 項の規定に拘わらず、料金表記載の解約金は発生しないものとしします。
  - (6) 第 1 項に基づき利用契約変更が実施された場合、利用契約変更実施の翌月分より変更後の月額料金が適用されるものとしします。

#### 第9条 (本端末の追加購入)

- (1) 本契約者は、購入プランを選択した場合において、第 12 条第 4 項に基づく本サービスの利用開始後、本端末の追加台数を購入することを希望する場合は、利用申込書に本端末の追加購入に関して必要な事項を記入し、追加購入に係る売買契約の申込みを行うものとしします。
- (2) 追加購入に係る売買契約は、当社が前項に基づく申込みを承諾し、その旨を当社所定の方法で本契約者に通知した時点で、本契約者と当社との間において成立するものとしします。
- (3) 前項の場合、当社は、第 12 条第 1 項に定める手順に従い、当該追加購入分の本端末を本契約者に対し送付します。尚、当該追加購入分の本端末に係る購入代金の支払いについては、第 18 条の規定を準用します。

#### 第10条 (認証等)

- (1) 当社は、本契約者による本サービスアプリの使用に際して、以下に定める方法により本契約者を認証します。なお、当該認証が必要となる場合は、当社が別に定める

ものとしします。

(a) 当社が別途定める d アカウント規約 (以下「d アカウント規約」といいます。)に基づき当社が発行した d アカウント (以下「d アカウント」といいます。)による認証

(b) 当社が本契約者に払い出すシナリオ ID 及びパスワード(以下総称して「シナリオ ID 等」といい、d アカウントとあわせて「d アカウント等」といいます。)による認証

(2) d アカウントは、本端末 1 台につき 1 アカウントご用意頂く必要があります。尚、d アカウントの取り扱いに関する条件は、本規約に定める以外の事項については、当社が別途定める d アカウント規約に定めるところによります。

(3) 当社は、本契約者が第 11 条に基づき作成を希望する本シナリオ毎にシナリオ ID 等を払い出します。

(4) d アカウント等は、本サービスのご利用に関する本人確認手段として利用されます。当社は、本サービスアプリの認証画面上において d アカウント等が入力されたときは、第三者が入力した場合であっても、本契約者自身がこれを入力したのものとして取扱うものとしします。

(5) 本契約者は、d アカウント等を善良なる管理者の注意義務をもって第三者に知られないように管理し、これを第三者に対して開示し、利用させ、又は貸与、譲渡、売買等してはならないものとし、且つ従業員に同等の義務を負わせるものとしします。本契約者は、従業員による d アカウント等の管理及び利用について一切の責任を負うものとしします。当社は、d アカウント等の管理不十分、利用上の過誤又は第三者による不正利用等により本契約者に損害が生じた場合でも一切の責任を負わないものとしします。

#### 第11条 (カスタマイズ業務)

(1) 当社が本契約者に対し提供するカスタマイズ業務の範囲は、利用契約に定めるものとしします。

(2) 本契約者は、利用契約の成立後速やかに、当社所定の書式により、本シナリオ作成に必要となる原稿 (以下「シナリオ原稿」といいます。)を当社に提出するものとしします。尚、シナリオ原稿の文字数制限その他条件は、当社が別途定めるものとし、当社は、本契約者から提出されたシナリオ原稿が当該条件を満たさない又は本規約に違反するおそれがあると判断した場合、その登録を承諾しない場合があります。

(3) 本契約者は、シナリオ原稿の変更を希望する場合には当社が別途指定する書式に必要事項を記入の上、本シナリオの変更を申込むものとしします。

(4) カスタマイズ業務の実施期間については、本契約者と当社間で別途協議の上定めるものとしします。

## 第12条（本端末の納入等）

- (1) 当社は、利用契約等に定める本端末（以下「納入品」といいます。）について、本サービスアプリのインストールを完了したうえで、利用契約等に定める納入場所（以下「設置場所」といいます。）宛てに、当社所定の条件により送付するものとします。尚、送付日は当社と本契約者の間で協議のうえ別途合意するものとします。
- (2) 本契約者は、前項に定める納入品について、当社所定の検査基準に従い受領日から起算して3日以内に検査を行い、当該納入品が合格であると認めた場合は、納入が完了した旨を当社に通知するものとし、本通知をもって、当該納入品の納入が完了したものとします。尚、当該期間中に本契約者からの通知がなされなかった場合、当該期間の経過時をもって当該納入品は合格であるものとみなします。
- (3) 前項に基づく受入検査の結果、納入品が不合格となった場合で、当社が納入品に不具合があると認めた場合は、当社が別途提示する保証条件書（以下「保証条件書」といいます。）に従い交換を実施するものとし、本契約者は、当該交換の完了後、再度前項に定める受入検査を行うものとします。尚、当社が当該不具合の原因が本サービスアプリの瑕疵にあると判断した場合の対応は、第15条2項の定めに従うものとします。
- (4) 第2項に定める納入完了日をもって、本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます。）とします。
- (5) 本契約者が、購入プランを選択した場合、本端末の所有権は第2項に定める納入完了をもって、当社から本契約者に移転するものとします。
- (6) 本契約者は、納入場所における本端末の設置を自らの費用と責任で実施するものとします。尚、本契約者が希望する場合は、別途、有償で設置業務委託に関する契約を当社と締結することができます。

## 第13条（購入プランの保証条件）

- (1) 本契約者が購入プランを選択した場合の保証条件は、次項以下に定めるとおりとします。
- (2) 本契約者は、本端末について、何等かの瑕疵があることを発見したときは、前条第2項に定める納入完了日から1ヵ月以内に、当社が別途定める受付窓口はその旨連絡するものとします。この場合、当社は、保証条件書に定める条件に従い、当該瑕疵の修補を行うものとします。尚、当社が当該不具合の原因が本サービスアプリの瑕疵にあると判断した場合の対応は、第15条第2項の定めに従うものとします。
- (3) 前項に定めるほか、本契約者が、利用契約にて本端末の有償保証サービスをご契約している場合は、保証条件書に定める条件に従い、有償保証の適用を受けることができるものとします。尚、本契約者が有償保証サービスに基づく対応を求める場合

- は、当社指定の製造業者の受付窓口に直接その旨を連絡するものとします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前2項に定める保証の対象外となります。
- ① 本契約者が、購入した本端末を第三者へ転売した場合
  - ② 取扱上の不注意や誤りその他本契約者の責めに帰すべき事由による故障、損傷等の場合
  - ③ 天災、火災並びに公害又は異常電圧や指定外の電源（電圧・周波数）の使用、指定外の環境下での使用、その他の外部要因による故障、損傷等の場合
  - ④ 利用可能地域外での使用による故障、損傷等の場合
  - ⑤ その他、保証条件書に定める保証対象外条件に該当した場合
- (5) 当社は、本契約者に対して、本条に定める範囲を超えて、本端末の故障、損傷、瑕疵又は不具合等に関して、修補、交換その他損害賠償等の責任を一切負わないものとします。

#### 第14条 （リースプランの条件）

- (1) 本契約者がリースプランを選択した場合、次項以下の規定が適用されるものとします。
- (2) 貸与機器は、本契約者のみが使用できるものとし、第三者に貸与又は譲渡等することはできません。本契約者は、貸与機器の使用に際しては、本規約に定める条件のほか、当社所定の使用マニュアルを遵守するものとします。
- (3) 本契約者は、当社より貸与を受けた貸与機器を他の物品、機器等と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管し、本契約の目的以外に使用又は利用しないものとする。
- (4) 貸与機器に毀損、故障、紛失又は盗難（以下「毀損等」といいます。）が発生した場合、本契約者は、直ちに当社が別に定める連絡先に通知するものとします。
- (5) 前項の場合、当社は、当社所定の条件に従い、貸与機器の交換を行うものとし、当該交換に要する費用は、当該毀損又は故障が当社の責による場合を除き、本契約者の負担とします。
- (6) 利用契約が終了した場合又は第8条第1項に基づき本契約者がリースプランから購入プランへの利用契約変更を実施した場合、その理由を問わず、本契約者は、当社の指示に従い、当該終了日から1か月以内に、全ての貸与機器を当社に返却するものとします。当該期日までに返却を頂けない場合、当社は本契約者に対し、当該未返却期間における当該貸与機器のリース代を含むサービス基本料金相当分を請求できるものとし、このサービス基本料金相当分は、日割り等による計算は実施しないものとします。尚、当該返却に要する費用は、本契約者の負担とします。
- (7) 本契約者が、貸与機器を毀損等させた場合には、当社は、前項の規定に定める料金に加えて、本契約者に対し、別途料金表に従い当該本端末の端末購入料を請求でき



るものとします。

#### 第15条 (本サービスアプリの使用許諾等)

- (1) 当社は、利用契約の有効期間中、本契約者に対して、契約者サービスを提供する目的で、利用可能地域内で本サービスアプリを本端末上で使用することができる、非独占的かつ譲渡不可の権利を許諾するものとします。
- (2) 当社は、本サービスアプリに瑕疵が発見された場合で、当該瑕疵の修補が必要であると認められた場合は、当社の選択により、瑕疵のない本サービスアプリを提供し、又は当該本サービスアプリの瑕疵を修補するものとします。この場合、本契約者は、本サービスアプリを再ダウンロードし、又はバージョンアップする必要があります。尚、本サービスアプリの再ダウンロード又はバージョンアップが完了するまでの間、本サービスを利用できないことがあります。
- (3) 当社は、第三者が著作権等の権利を有している AI キャラについて、1ヶ月前までに当該 AI キャラを使用している本契約者に対する通知を実施の上、その本サービスアプリ上での使用許諾を終了することがあります。この場合、当該 AI キャラを使用しているサービス契約者は、当社が提供する他の AI キャラを以後使用するか、又は第17条の定めに従い独自 AI キャラを作成するかいずれかを選択するものとします。

#### 第16条 (知的財産権等)

本サービスに関連して、又は本サービスを通じて本契約者に提供される本サービスアプリ、及び AI キャラ（第17条第1項に定める独自 AI キャラ素材を除きます。）その他情報・コンテンツ等（以下「本サービスコンテンツ等」といいます。）に係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、当社又は第三者に帰属します。利用契約の締結は、本契約者に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではありません。

#### 第17条 (独自 AI キャラ作成支援の実施等)

- (1) 本契約者が、本サービスアプリ上において、自己が提供する素材（以下「独自 AI キャラ素材」といいます。）を用いて作成した AI キャラ（以下「独自 AI キャラ」といいます。）を表示させることを希望する場合、当社所定の手順に従いその旨を申し出るものとします。この場合、本契約者及び当社は、本契約者が当社に提供する独自 AI キャラ素材の内容、当社が本契約者のために行う独自 AI キャラ作成支援に係る業務（以下「独自 AI キャラ作成支援業務」といいます。）の内容及び料金等に関する条件を定めた契約（以下「独自 AI キャラ作成支援契約」といいます。）を別途締結するものとします。
- (2) 本契約者が、本サービスアプリ上において、独自 AI キャラを表示させることを希

望する場合、以下各号に同意するものとします。

- (a) 本契約者は、当社に対し、本サービス提供の目的のため、独自 AI キャラについて翻訳、改変、複製、翻案、公衆送信その他の方法により自由に利用すること（第三者に利用させることを含む）について無償で許諾すること。
- (b) 本契約者は、当社が独自 AI キャラ素材に基づき AI キャラを作成し、かつ、本サービスアプリ上に表示するために必要な権利処理を自らの費用と責任において実施するものとし、当該権利処理が適切に行われていることの根拠となる書類を当社に提出すること。尚、当社は、当該権利処理が適切に実施されていることを確認できない場合、当該独自 AI キャラ素材を利用した AI キャラの作成及び表示を承諾しないことがあります。
- (c) 本契約者は、本サービス提供の目的のための独自 AI キャラ素材の利用及び当社によるキャラ素材の利用が、第三者の著作権等の知的財産権その他の権利又は利益を侵害するものでないことを保証するものとし、当該独自 AI キャラ素材の利用に関して当社が第三者から苦情、問合せ等を受け、又はこれら第三者との間で紛争等を生じた場合は、本契約者は自らの費用と責任でこれに対応し、当社を免責せしめること。

#### 第18条 （利用料金等）

- (1) サービス基本料金、カスタマイズ料、端末購入料及び保証料に係る料金は、別途料金表に記載のとおりとします。
- (2) 本契約者は、利用契約等に定めるサービス基本料金、カスタマイズ料、端末購入料及び保証料を次項以下の定めに従い、また AI キャラ作成支援契約に定める AI キャラ作成支援料を同契約の定めに従い、それぞれ当社に対し支払う義務を負うものとします。
- (3) 当社は、第 12 条第 4 項に定める利用開始日の翌月 4 営業日以内に、カスタマイズ料及び端末購入料に係る請求書を本契約者に送付するものとします。
- (4) 当社は、利用開始日の翌月以降、毎月 15 日までに前月分の月額料金に係る請求書を本契約者に送付するものとします。
- (5) 本契約者が希望する場合、利用契約期間中のサービス基本料金を一括でお支払い頂くことができます。この場合、本契約者は、利用申込書にその旨申込みを行うものとし、当社は、第 12 条第 4 項に定める利用開始日の翌月 4 営業日以内に、サービス基本料金(以下「一括使用料」といいます。)に係る請求書を、第 4 項に定める端末購入料に係る請求書とあわせて、本契約者に送付するものとします。尚、本契約者が本項に基づき一括使用料を支払った場合は、第 24 条の定めに基づく利用契約の解約その他理由を問わず利用契約が途中で終了した場合であっても、お支払い済みの一括使用料の返金を行わないものとします。

- (6) 前項に定める本契約者の契約期間が、第5条第2項に基づき自動更新された場合、当社は、当該契約更新日の翌月4営業日以内に、一括使用料に係る請求書を送付するものとし、以降の契約更新時においても同様とします。
- (7) 本契約者は、第3項乃至第7項に基づき当社が発行する請求書記載の日付から45日以内に、当該請求書記載の料金をその金額に課税される消費税相当額とともに、当社指定の口座に振込む方法、又は払込票による支払方法によって支払うものとなります。
- (8) 利用契約の終了日が月の途中の場合であっても、その終了の理由を問わず月額料金の日割等による計算は行わず、本契約者は、それぞれ1か月分の月額料金を支払うものとなります。
- (9) 本契約者は、第2項に定める料金等その他の当社に対する債務（延滞利息を除きます。）についてその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として第2項に定める方法により支払うものとなります。但し、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払があった場合は、延滞利息の支払を要しません。
- (10) 当社は、第2項に定める料金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第19条 （禁止事項）

本契約者は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとなります。

- ① 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ② 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ③ 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ④ 事実と反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
- ⑤ 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑥ 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑦ コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為

ある行為

- ⑧ 本サービス及び本端末を利用可能地域以外の地域で利用する行為
- ⑨ dアカウント等を不正に使用する行為
- ⑩ 本サービスアプリ及び本サービスコンテンツ等について、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスアプリ及び本サービスコンテンツ等を第6条（知的財産権等）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為
- ⑪ 本サービスアプリ及び本サービスコンテンツ等について、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）を行う行為
- ⑫ 第三者が著作権その他の権利を有するシナリオ原稿、独自 AI キャラ素材等を、必要な許諾を取得することなく当社に提出し、本サービスにおいて利用する行為
- ⑬ 本サービスアプリ及び本サービスコンテンツ等に付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為
- ⑭ 当社の定める手順に反する方法で本サービスアプリをインストールし、使用する行為。その他、本サービスアプリを、当社が別に定めるアプリ使用条件に反する方法又は反するおそれがある方法で利用し、又は使用する行為
- ⑮ その他当社が不適切と判断する行為

## 第20条 （個人情報等）

- (1) 当社は、本サービスの提供にあたり、申込者及び本契約者から取得する個人情報を、当社が別に定める「プライバシーポリシー」<<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>>（当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）に掲げる目的で当該目的達成に必要な範囲で利用します。
- (2) 本契約者は、契約者サービスを通じて取得したユーザに関する情報については、個人情報保護法を遵守するほか、ユーザのプライバシーその他の権利又は利益を保護するために必要且つ相当な措置を講じるものとします。
- (3) 当社は、当社が提供する商品・サービス（本サービスアプリを含みますが、これに限りません。）の各種機能の有効性評価、機能改善及び品質向上、新サービスの企画・開発、並びに当社のマーケティング活動のために、本契約者及びユーザの本アプリの利用履歴（以下「本データ」といいます。）をクッキーを用いて収集します。当社は、これらの情報を本契約者を識別する ID と組み合わせ、本契約者の属性情報等を付加した上で利用することがあります。当社は、上記目的のために解析ツール

「Firebase 向け Google Analytics」(以下「解析ツール」といいます。)を利用して  
います。本契約者は、本データが、解析ツールの提供者である Google, Inc. 及びそ  
の関連会社(以下総称して「Google 等」といいます。)の管理するサーバシステム  
に格納され、Google 等が当該本データを Google 等が定める利用目的の範囲で利用  
することに同意するものとします。

#### 第 21 条 (提供中断)

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
  - ① 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
  - ② 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
  - ③ 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
  - ④ 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
  - ⑤ 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
- (2) 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
- (3) 当社は、第 1 項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を本サービスサイト上に掲載する方法により本契約者に周知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は当該周知を行わないことがあります。
- (4) 当社は、第 1 項又は第 2 項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合であっても、利用料金等の減免等を行わず、また当該提供中断又は利用制限等により本契約者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

#### 第 22 条 (提供停止)

- (1) 当社は、本契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
  - ① 第 4 条 (利用契約の成立) 第 3 項各号のいずれかに該当するとき。
  - ② 第 19 条 (禁止事項) に違反したとき。
  - ③ 第 18 条 (利用料金等) に定める支払期日を経過してもなお利用料金その他の当社に対する債務を弁済しないとき (当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。)

- ④ 当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
  - ⑤ 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
  - ⑥ その他本規約に違反したとき。
  - ⑦ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (2) 当社は、本契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができます。但し、本項の定めは、当社が第 25 条（当社が行う利用契約の解除）に基づき利用契約を解除することを妨げるものではありません。
- (3) 第 1 項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、本契約者は利用料金等の支払義務を免れることはできません。

#### 第23条 （本サービスの廃止）

- (1) 当社は、当社の都合によりいつでも本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法により、本契約者に対してその旨を周知するものとし、尚、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約は自動的に終了するものとし、
- (2) 当社は、前項の定めに基づき本サービスの全部又は一部を廃止したことにより本契約者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

#### 第24条 （本契約者が行う利用契約の解約）

- (1) 本契約者は、利用契約の解約を希望する場合は、解約希望日の 1 ヶ月前までに、当社所定の解約申込書を当社に提出することにより、利用契約を解約することができるものとし、この場合、当社は、解約手続きが完了した旨を記載した書類を、当社所定の方法により本契約者に通知するものとし、当該書類に記載の日付をもって利用契約は終了するものとし、
- (2) 本契約者（但し、別途料金表に定める「契約期間ありプラン」を選択した場合には限りません。）は、前項の定めに従い利用契約を解約した場合、利用契約の定めに従い、料金表記載の解約金の支払い義務が生じる場合があります。この場合、当社は利用契約の解約日の翌月 4 営業日以内に当該解約金に係る請求書を送付し、本契約者は当該請求書に記載の日付から 45 日以内に当該解約金をその金額に課税される消費税相当額とともに、当社指定の口座に振込む方法によって支払うものとし、

#### 第25条 （当社が行う利用契約等の解除）

当社は、本契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに利用契約等の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を

請求することができるものとします。

- ① 利用契約等の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
- ② 第 22 条（提供停止等）第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当するとし、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
- ③ 第 19 条（禁止事項）に違反したとき。
- ④ 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- ⑤ 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
- ⑥ 当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。
- ⑦ その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

#### 第26条（苦情対応等）

- (1) 本契約者又は当社が契約者サービスに関してユーザその他の第三者から苦情、問い合わせ等を受け、又はこれら第三者との間で紛争等を生じた場合は、本契約者が自らの費用と責任でこれに対応し、解決するものとし、当社を免責せしめるものとします。
- (2) 前項の苦情、問い合わせ又は紛争等に起因して当社に損害が発生した場合、当社は本契約者に対し、当該損害の賠償を第 29 条に基づき請求することができるものとします。
- (3) 本契約者は、契約者サービスに関して苦情、問合せ等の対応その他のための連絡窓口を設置してユーザに周知又は通知しなければならないものとします。
- (4) 本契約者は、当社がユーザその他の第三者から契約者サービスに関して苦情、問合せ等を受け、又はこれら第三者との間で紛争を生じた場合、当社が当該第三者に対して本契約者の連絡窓口を案内することについて予め同意するものとします。

#### 第27条（非保証）

当社は、本契約者に対し、本サービスについて、本契約者の特定の利用目的への適合性、利用結果の完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性及び権利非侵害等について何ら保証するものではなく、これらに関連して本契約者に損害が生じたとしても一切責任を負いません。

#### 第28条（責任の制限）

- (1) 当社が利用契約に基づき本契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社が本契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限られるものとし、且つ、1か月分の月額料金（本契約者が当該料金を無料とする施策の適用を受ける場合は、当該施策適用前の料金とします。）相当額を上限とします。
- (2) 当社が売買契約に基づき本契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社が本契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限られるものとし、且つ、端末購入料相当額を上限とします。
- (3) 当社の故意又は重大な過失により本契約者に損害を与えた場合は、前各項の定めは適用しません。

#### 第29条（本契約者の責任）

本契約者は、本規約の違反その他本サービスの利用に関して当社に損害を及ぼした場合、当社に対し、その損害（合理的な弁護士費用その他の費用を含む）を賠償するものとし、

#### 第30条（通知）

- (1) 当社は、本サービス又は本端末に関する本契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとし、
  - ① 本契約者が利用契約に基づき当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
  - ② 本契約者が当社に届け出ているメールアドレスへの電子メールによる通知
  - ③ その他当社が適当と判断する方法
- (2) 前項各号に掲げる方法による本契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
- (3) 当社は、第1項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する本契約者に対する通知に替えることができるものとし、この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知が本契約者に対してなされたものとみなします。

#### 第31条（残存効）

利用契約等が終了した後も、第16条（知的財産権等）第(2)項から第(4)項まで、第18条（利用料金等）、第20条（個人情報等）、第21条（提供中断）第4項、第23条（本サービスの廃止）第2項、第26条（苦情対応等）、第27条（非保証）、第28条（責任の制限）、第29条（本契約者の責任）、第30条（通知）、第34条（権利の譲渡等）、第35条（合意管轄）及び第36条（準拠法）の定めは、なお有効に存続す



るものとしてします。

### 第32条 (反社会的勢力の排除)

(1) 本契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとしてします。

- ① 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
- ② 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ③ 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑥ 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) 本契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとしてします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

### 第33条 (規約の変更)

当社は、本サービスサイト上に掲載する方法によって、あらかじめ本契約者に周知することにより、本規約を変更することができるものとしてします。尚、本規約が変更された場合は、当該変更後の本規約が適用されます。

### 第34条 (権利の譲渡等)

本契約者は、利用契約等に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第35条 （合意管轄）

本契約者と当社との間で利用契約等に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第36条 （準拠法）

利用契約等の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則（2019年6月24日）

本規約は、2019年7月8日から実施します。